

# 茂原市農業委員会第9回総会議事録

1 開催日時 令和2年8月7日(金) 午後1時30分から

2 開催場所 茂原市役所102会議室

3 出席委員 12名

1番	中村正明	2番	小高一夫
3番	湯浅公夫	4番	蕨直邦
5番	光橋正人(第二副小委員長)	6番	杉浦文子
9番	秋葉仁喜(第二小委員長)	10番	鈴木幸雄(第一小委員長)
11番	鬼島一郎(職務代理)	12番	加藤古志郎
13番	石井利明(会長)	14番	浦島京子

出席推進委員 7名

矢部友一	古山光雄	早川昇一	渡邊滋樹
富田和男	平野芳之	風戸茂樹	

4 欠席委員 2名

7番	八角徳政	8番	高山多聞(第一副小委員長)
----	------	----	---------------

5 事務局職員 6名

事務局長	高山浩二	局長補佐	丸島浩二
係長	東條成男	係長	鵜澤史樹
主査	吉田茂則	主事	酒井嵩文

6 会議に付した議案

- ・農地法第3条の規定による許可申請について 1件
- ・農地法第5条の規定による許可申請について 15件
- ・農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について 1件
- ・第8回総会保留議案 農地法第5条の規定による許可申請について 1件
- ・下限面積(別段面積)の設定について
- ・令和3年度茂原市農林行政に関する意見書について

7 報告

- 軽微な農地改良の届出について
- 地目変更登記申請に係る照会について
- 農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の報告について

## 8 総会要旨

局長

本日は第9回総会にご参集いただきましてありがとうございます。  
本総会は、農業委員会法第27条第3項の規定により委員の過半数の出席を頂いておりますので成立することをご報告いたします。本日の議事案件については、3条申請1件、5条申請15件、5条許可後の計画変更承認申請1件、第8回保留議案1件、下限面積（別段面積）の設定について、令和3年度茂原市農林行政に関する意見書について、以上合計20件となります。そのほか報告事項がございます。  
茂原市農業委員会総会会議規則によりまして、会長が議事の進行をすることになっておりますので、会長をお願いいたします。

会長

ただ今から農業委員会総会を開催いたします。さて、議事に入る前に本日の議事録署名人についてこちらで指名させていただいてよろしいでしょうか。（異議なしの声）本日の議事録署名人は4番蕨委員と5番光橋委員にお願いしたいと思います。議案の説明及び書記は事務局にお願いします。はじめに農地法第3条の規定による許可申請についてであります。事務局より説明をお願いします。

事務局

農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明します。  
それでは第1号議案です。申請地は早野字関芝地先、田1969㎡を売買しようとする申請です。買受人は早野の★★さん、売渡人は早野の★★さんです。申請理由は、隣地を耕作しており、集約できるため、とのこと。買い受ける農地にて水稻の作付けを計画しています。  
次に許可基準についてです。全部効率利用要件については、現在買受人が耕作に供すべき農地のうち、法第32条第1項各号に該当する遊休農地はありません。主な機械の保有については、トラクター、耕運機を所有しています。労働力、技術については、世帯員2名で従事しております。農作業常時従事要件については、150日以上となっております。下限面積要件については、50アールを超えております。周辺地域との関係については、農家組合の中で協力し、農薬撒布など地域と調整して耕作するとのこと。  
その他の添付すべき必要書類について併せて確認しております。  
なお、申請地は現在利用権により早野の★★さんが水稻を作付けしておりますが、本年8月31日をもって貸借契約を解消する合意が成立した旨の通知書が、7月21日付けで提出されております。  
説明は以上でございます。

会長

第一小委員長から報告をお願いします。

第一  
小委員長

審議の結果、1号議案については許可となりましたので報告いたします。

会長

それでは審議いたします。★★委員いかがですか。

★★委員

特別問題は無いと思いますので、許可でよろしいと思います。

会長

★★委員いかがですか。

★★委員

★★さんも耕作すると思われしますので、よろしいと思います。

会長

1号議案ですが小委員会の報告及び意見のとおり許可ということでよろしいでしょうか。（異議なしの声）それでは1号議案については、許可ということで決定いたします。  
続きまして農地法第5条の規定による許可申請及び農地法第5条の規定による許

可後の計画変更承認申請についてであります。事務局より説明をお願いします。

事務局

農地法第5条の規定による許可申請及び農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請についてご説明します。

2号議案です。申請地は、粟生野字中ノ台地先、畑352㎡です。御蔵芝の★★さん外1人が粟生野の★★さんから使用貸借権の設定により土地を借り受けて、専用住宅用地とする申請です。申請理由は、現在の住まいが手狭となったため、父より土地を借り受けて、住宅を建てたいとのことです。また土地選定理由は、実家と隣接しており、交通アクセスも良いため、とのことです。事業計画としては、建築面積66.48㎡の住宅1棟と建築面積13.64㎡のカーポート1棟を建築します。

次に転用許可基準です。立地基準について、申請地は農業公共投資の対象になっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と考えられます。第2種農地として判断される場合は、許可し得る農地です。

続いて一般基準です。申請目的実現の確実性について、他法令に基づく必要な申請はありません。周辺農地の営農条件への支障について、造成は整地のみで埋立ては行いません。排水は、合併浄化槽による処理後、道路側溝へ放流します。★★水利組合の同意を得ております。確認が必要な隣接農地所有者はおりません。

その他、転用行為を行うのに必要な資力及び信用があること等については、添付された必要書類で確認しております。

続きまして3号議案です。申請地は、本納字万谷地先、田1040㎡です。茨城県の★★さんが長柄町の★★さんから土地を賃借権の設定により借り受けて、太陽光発電施設用地とする申請です。申請理由及び土地選定理由は、近くに電柱があり、日当たりが良く日照条件に問題がないと判断したため、とのことです。事業計画としては、太陽光パネル256枚を設置します。

次に転用許可基準です。立地基準について、申請地は用途地域内ですので第3種農地と考えられます。第3種農地として判断される場合は、原則許可できる農地です。

続いて一般基準です。申請目的実現の確実性について、他法令に基づく必要な申請として、再生可能エネルギー発電事業の認定を受けており、6月17日付けで市都市計画課に太陽光発電設備設置事前協議申出書が提出されております。地域説明については、個別訪問を行って了解を得ており、自治会からは意見無しとのことです。市都市計画課にて確認済です。周辺農地の営農条件への支障について、造成は整地のみで埋立ては行いません。排水は雨水のみで自然浸透です。両総土地改良区より意見書及び排水同意書が、赤目川土地改良区より意見書がそれぞれ提出されております。確認が必要な隣接農地所有者は1名おり、確認を得ております。

その他転用行為を行うのに必要な資力及び信用があること等については、添付された必要書類で確認しております。

続きまして4号議案及び農地法第5条の許可後の計画変更承認申請の17号議案です。一体計画ですので併せてご説明します。

申請地は、道表地先、畑256㎡です。道表の★★さんが道表の★★さんから売買により土地を買い受けて、専用住宅用地とする申請です。申請地は、平成11年9月16日付けで事務所用地として農地法第5条の許可を受けておりましたが、前社長がなくなった後は事業を縮小しており、資金的な問題から計画が実行出来なくなったため、とのことです。

また承継者につきましては、申請理由は、結婚するにあたり分家し自宅を建築したため、土地選定理由は、現在の居宅の隣接地であり、立地、面積、価格の条件を満たしているため、とのことです。事業計画としては、建築面積67.69㎡の専用住宅を建築します。

次に転用許可基準です。立地基準について、申請地は用途地域内ですので第3種農地と考えられます。第3種農地として判断される場合は、原則許可できる農地です。

続いて一般基準です。申請目的実現の確実性について、他法令に基づく申請はあり

ません。周辺農地の営農条件への支障について、造成は整地のみで埋立ては行いません。排水は、合併浄化槽による処理後、道路側溝へ放流します。★★自治会より排水同意書が提出されております。確認が必要な隣接農地所有者は2名おり、確認を得ております。

その他、転用行為を行うのに必要な資力及び信用があること等については、添付された必要書類で確認しております。

続きまして5号議案です。申請地は、早野字荒区地先、田321㎡です。早野の★★さんが銚子市の★★さんから売買により土地を買って、専用住宅用地とする申請です。申請理由は、現在借家住まいで手狭となったため、土地選定理由は、現在の住まいや学校から近く、通勤通学や買い物等、便利のため、とのこと。事業計画としては、建築面積61.27㎡の住宅1棟と建築面積16.98㎡の倉庫1棟を建築します。

次に転用許可基準です。立地基準について、申請地は用途地域内ですので第3種農地と考えられます。第3種農地として判断される場合は、原則許可できる農地です。

続いて一般基準です。申請目的実現の確実性について、他法令に基づく申請はありません。周辺農地の営農条件への支障について、造成は整地のみで埋立ては行いません。排水は、公共下水道に接続します。確認が必要な隣接農地所有者は2名おり、確認を得ております。

その他、転用行為を行うのに必要な資力及び信用があること等については、添付された必要書類で確認しております。

続きまして6号議案です。申請地は、早野字関芝地先、田1155㎡です。茂原の★★さんが早野の★★さんから賃借権の設定により土地を借り受けて、資材置場用地とする申請です。

申請理由及び土地選定理由は、隣接地を借り受けて資材置場としていますが資材量が大幅に増加したため、既存施設に隣接しておりスペースを拡張するのに最も適しているため、とのこと。事業計画としては、隣地と一体利用し太陽光パネルや蓄電池の置場とします。

次に転用許可基準です。立地基準について、申請地は用途地域内ですので第3種農地と考えられます。第3種農地として判断される場合は、原則許可できる農地です。

続いて一般基準です。申請目的実現の確実性について、他法令に基づく必要な申請として、令和2年7月17日付けで特定事業許可申請書が市環境保全課に提出されております。周辺農地の営農条件への支障について、造成は盛土高1mの埋立て工事を行います。排水は、雨水のみで自然浸透です。★★水利組合から排水同意書が提出されております。確認が必要な隣接農地所有者はおりません。

その他、転用行為を行うのに必要な資力及び信用があること等については、添付された必要書類で確認しております。

続きまして7号議案です。申請地は、上永吉字冬田地先外1筆、田301㎡です。茂原市が上永吉の★★さんから使用賃借権の設定により土地を借り受けて、駐車場用地とする申請です。

申請理由は、保育所に送迎用の駐車場が確保されていないため、土地選定理由は、保育所の入り口前に位置しており、送迎用の駐車場として適切であるため、とのこと。事業計画としては、5台分の送迎用駐車場とします。

次に転用許可基準です。立地基準について申請地は、水管、ガス管が埋設されている幅員4m以上の道路の沿道の区域であり、申請に係る農地からおおむね500m以内に2以上の教育施設、その他の公共・公益的施設が存することに該当することから、第3種農地と考えられます。第3種農地として判断される場合は、原則許可できる農地です。

続いて一般基準です。申請目的実現の確実性について、他法令に基づく必要な申請はありません。周辺農地の営農条件への支障について、造成は整地のみで埋立ては行

いません。排水は、雨水のみで自然浸透です。★★水利組合から排水の同意を得ていることを確認しております。確認が必要な隣接農地所有者はおりません。なお、申請地の一部を平成元年4月頃から許可を得ず駐車場として使用していたため、土地所有者から始末書が添付されております。

その他、転用行為を行うのに必要な資力及び信用があること等については、添付された必要書類で確認しております。

続きまして8号議案です。申請地は、下永吉字川田地先、田330㎡です。勝浦市の★★さんが神奈川県★★さんから売買により土地を買い受けて、専用住宅用地とする申請です。申請理由及び土地選定理由は、子の居宅近くに転居したいため、とのこと。事業計画としては、建築面積89.48㎡の住宅1棟及び建築面積39.74㎡の倉庫1棟を建築します。

次に転用許可基準です。立地基準について、申請地は用途地域内ですので第3種農地と考えられます。第3種農地として判断される場合は、原則許可できる農地です。

続いて一般基準です。申請目的実現の確実性について、他法令に基づく申請はありません。周辺農地の営農条件への支障について、造成は整地のみで埋立ては行いません。排水は、公共下水道に接続します。また、雨水排水について★★組合から同意書が提出されております。確認が必要な隣接農地所有者はおりません。

その他、転用行為を行うのに必要な資力及び信用があること等については、添付された必要書類で確認しております。

続きまして9号から12号議案です。一体計画ですので併せて説明します。申請地は、千町字南原地先外5筆、田577㎡のうち241.16㎡、畑4144㎡の内1765.95㎡、農地以外の土地34.85㎡、合計2041.96㎡です。白子町の★★さんが白子町の★★さん外3人から賃借権の設定により土地を借り受けて、仮設配管埋設及び作業用地として一時転用する申請です。申請理由及び土地選定理由は、既設送水管の更新工事において、既設配管の埋設地に隣接しているため、とのこと。事業計画としては、仮設配管の敷設及び既設配管の更新のための作業用地とします。

次に転用許可基準です。立地基準について、申請地は農用地区域内にある農地と判断され、原則として許可をすることができない農地ですが、農地法施行令第4条第1項第1号イ及び第11条第1項第1号イの「仮設工作物の設置その他一時的な利用に供するために行うもの」、並びに農地法施行令第4条第1項第1号ロ及び第11条第1項第1号ロの「農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれが無いと認められるものであること」に該当し、例外的に許可し得る農地です。

続いて一般基準です。申請目的実現の確実性について、他法令に基づく申請として、市土木管理課に道路占用許可申請書及び法定外公共物占用許可申請書が提出されております。周辺農地の営農条件への支障について、埋立ては行わず敷鉄板にて養生します。排水は、送水管敷設作業の際、くみ上げた地下水を用悪水路へ放流します。★★維持管理組合及び★★農家組合に承諾を得ております。雨水は自然浸透です。両総土地改良区から一時転用同意書が提出されております。確認が必要な隣接農地所有者はおりません。

その他、転用行為を行うのに必要な資力及び信用があること等については、添付された必要書類で確認しております。

なお、一時転用について、申請期間は令和3年3月31日までとなっており、事業完了後の農地復元誓約書が提出されております。

続きまして13号議案です。申請地は、小林字芝地先、畑270㎡と隣接する雑種地227㎡です。市原市の★★さんが義父である小林の★★さんから使用貸借権の設定により土地を借り受けて、専用住宅用地とする申請です。申請理由は、現在借家住まいで手狭となった為、新茂原駅に徒歩10分の距離で道路状況も利用しやすいため、とのこと。事業計画としては、建築面積60.03㎡の住宅1棟、18.6

3㎡のカーポート3棟、及び3.20㎡の物置1棟を建築します。

次に転用許可基準です。立地基準について、申請地は用途地域内ですので第3種農地と考えられます。第3種農地として判断される場合は、原則許可できる農地です。

続いて一般基準です。申請目的実現の確実性について、他法令に基づく申請はありません。周辺農地の営農条件への支障について、造成は山砂を0.8m盛土して整地します。排水は、合併浄化槽による処理後、道路側溝へ放流します。★★自治会から排水同意書が提出されております。確認が必要な隣接農地所有者は1名おり、確認を得ております。

その他、転用行為を行うのに必要な資力及び信用があること等については、添付された必要書類で確認しております。

続きまして14号議案です。申請地は、腰当字川向地先外1筆、畑835㎡、農地以外の土地154㎡、仮換地地番ゆたか土地区画整理事業18街区地先、面積371㎡です。小林の★★さんが東部台の★★さんから土地を買い受けて、専用住宅用地とする申請です。申請地は、平成31年2月27日付けで宅地分譲用地として農地法第5条の許可を受けて既に造成済ですが、換地処分前で地目変更登記ができず、登記簿地目が農地のままであるため、再度農地法の許可を要するものです。申請理由は、現在の手狭なアパートから移転するため、土地選定理由は、小学校やスーパーに近く生活立地が良いため、とのこと。事業計画としては、建築面積82.81㎡の住宅1棟を建築します。

次に転用許可基準です。立地基準について、申請地は用途地域内ですので第3種農地と考えられます。第3種農地として判断される場合は、原則許可できる農地です。

続いて一般基準です。申請目的実現の確実性について、他法令に基づく必要な申請はありません。新たな造成工事はありません。排水は、公共下水道に接続します。確認が必要な隣接農地所有者はおりません。

その他、転用行為を行うのに必要な資力及び信用があること等については、添付された必要書類で確認しております。

続きまして15号議案です。申請地は、国府関字原田前地先外1筆、田644㎡、畑663㎡、計1307㎡です。京都府の★★さんが国府関の★★さん外1人から賃借権の設定により土地を借り受けて、太陽光発電施設用地とする申請です。申請理由及び土地選定理由は、日照量が確保でき接道があるため、とのこと。事業計画としては、太陽光パネル360枚を設置します。

次に転用許可基準です。立地基準について申請地は農業公共投資の対象になっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と考えられます。第2種農地として判断される場合は、許可し得る農地です。

続いて一般基準です。申請目的実現の確実性について、他法令に基づく必要な申請として、再生可能エネルギー発電事業の認定を受けており、7月14日付けで市都市計画課に太陽光発電設備設置事業事前協議申出書が提出されております。地域説明については、自治会長に説明の上、近隣住民に個別訪問を行い、了解を得たとのこと。市都市計画課にて確認済です。周辺農地の営農条件への支障について、造成は整地のみで埋立ては行いません。排水は雨水のみで自然浸透です。確認が必要な隣接農地所有者はおりません。

その他転用行為を行うのに必要な資力及び信用があること等については、添付された必要書類で確認しております。

続きまして16号議案です。申請地は、国府関字原田前地先外3筆、田703㎡、畑569㎡、計1272㎡です。京都府の★★さんが国府関の★★さん外1人から賃借権の設定により土地を借り受けて、太陽光発電施設用地とする申請です。申請理由及び土地選定理由は、十分な日照が得られ事業を行うのに条件が揃っているため、とのこと。事業計画としては、太陽光パネル360枚を設置します。

次に転用許可基準です。立地基準について申請地は農業公共投資の対象になってい

ない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と考えられます。第2種農地として判断される場合は、許可し得る農地です。

続いて一般基準です。申請目的実現の確実性について、他法令に基づく必要な申請として、再生可能エネルギー発電事業の認定を受けており、7月14日付けで市都市計画課に太陽光発電設備設置事前協議申出書が提出されております。地域説明については、自治会長に説明の上、近隣住民に個別訪問を行い、了解を得たとのこと。市都市計画課にて確認済です。周辺農地の営農条件への支障について、造成は整地のみで埋立ては行いません。排水は雨水のみで自然浸透です。確認が必要な隣接農地は2名おり、確認を得ております。

その他転用行為を行うのに必要な資力及び信用があること等については、添付された必要書類で確認しております。

説明は以上でございます。

- 会長 第一小委員長から報告をお願いします。
- 第一小委員長 審議の結果、2号議案から17号議案については許可相当となりましたので報告いたします。
- 会長 それでは順次審議します。2号議案です。★★委員いかがですか。
- ★★委員 場所的には適正と思いますので許可相当でよろしいと思います。
- 会長 ★★委員いかがですか。
- ★★委員 周りは住宅地ですし耕作地もありませんので許可相当でよろしいと思います。
- 会長 2号議案ですが小委員会の報告及び意見のとおり許可相当ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは2号議案については、許可相当ということで決定いたします。続きまして3号議案です。★★委員いかがですか。
- ★★委員 周辺は前にも何件か太陽光発電で許可が出ています。今回も近隣に同意も得ており、許可相当でよろしいと思います。
- 会長 ★★委員いかがですか。
- ★★委員 既に周りにも太陽光発電があり、本人も耕作していないのでよろしいと思います。
- 会長 3号議案ですが小委員会の報告及び意見のとおり許可相当ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは3号議案については、許可相当ということで決定いたします。続きまして4号議案及び17号議案です。★★委員いかがですか。
- ★★委員 区画整理も済み、周りも住宅地でありますので、許可相当でよろしいと思います。
- 会長 4号議案及び17号議案ですが小委員会の報告及び意見のとおり許可相当ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは4号議案及び17号議案については、許可相当ということで決定いたします。続きまして5号議案です。★★委員いかがですか。
- ★★委員 特別問題無いと思いますので、許可相当でよろしいと思います。
- 会長 5号議案ですが小委員会の報告及び意見のとおり許可相当ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは5号議案については、許可相当ということで決

定いたします。続きまして6号議案です。★★委員いかがですか。

★★委員 許可相当でよろしいと思います。

会長 ★★委員いかがですか。

★★委員 特別問題無いと思いますので、許可相当でよろしいと思います。

会長 6号議案ですが小委員会の報告及び意見のとおり許可相当ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは6号議案については、許可相当ということで決定いたします。続きまして7号議案です。★★委員いかがですか。

★★委員 場所的にも保育所の前で、駐車場をすることにより改善されると思いますので許可相当でよろしいと思います。

会長 7号議案ですが小委員会の報告及び意見のとおり許可相当ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは7号議案については、許可相当ということで決定いたします。続きまして8号議案です。★★委員いかがですか。

★★委員 田となっていますが現状は埋立て済で、周りも住宅地ですので許可相当でよろしいと思います。

会長 8号議案ですが小委員会の報告及び意見のとおり許可相当ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは8号議案については、許可相当ということで決定いたします。続きまして9号から12号議案です。★★委員いかがですか。

★★委員 仮設配管設工事のための一時転用ですので、許可相当でよろしいと思います。

会長 ★★委員いかがですか。

★★委員 今後の埋設管の管理のこともありますし、一時転用ですので許可相当でよろしいと思います。

会長 地元の★★委員いかがですか。

★★委員 農振農用地ですが一時転用ですので、よろしいと思います。

会長 9号から12号議案ですが小委員会の報告及び意見のとおり許可相当ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは9号から12号議案については、許可相当ということで決定いたします。続きまして13号議案です。★★委員いかがですか。

★★委員 許可の条件は全て揃っていると思いますので、よろしいと思います。

会長 13号議案ですが小委員会の報告及び意見のとおり許可相当ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは13号議案については、許可相当ということで決定いたします。続きまして14号議案ですが、土地区画整理事業内で造成済の権利移転ということで、報告どおり許可相当ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは14号議案については、許可相当ということで決定いたします。続きまして15号議案です。★★委員いかがですか。

★★委員 近隣住民の同意も得ているということですので許可相当でよろしいと思います。

- 会長 15号議案ですが小委員会の報告及び意見のとおり許可相当ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは15号議案については、許可相当ということで決定いたします。続きまして16号議案です。★★委員いかがですか。
- ★★委員 こちらも許可相当でよろしいと思います。
- 会長 16号議案ですが小委員会の報告及び意見のとおり許可相当ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは16号議案については、許可相当ということで決定いたします。  
続きまして第8回総会保留議案についてであります。事務局より説明をお願いします。
- 事務局 議案第18号、令和2年7月7日開催 第8回総会保留議案 農地法第5条の規定による許可申請についてご説明します。  
7月7号議案です。申請地は、本納字南新田地先外3筆、田211㎡、畑459㎡、計670㎡です。茨城県の★★さんが本納の★★さんから土地を賃借権の設定により借り受けて太陽光発電施設用地とする申請です。申請理由及び土地選定理由は、十分な日照が得られ事業を行うのに条件が揃っているため、とのこと。事業計画としては、太陽光パネル172枚を設置します。  
その他転用行為を行うのに必要な資力及び信用があること等については、添付された必要書類で確認しております。  
先月総会では、一般基準にあります申請目的実現の確実性に係る他法令に基づく申請について、市都市計画課に確認したところ近隣住民でまだ説明を受けていない方がおり指導中であったため、確認がとれるまで審議保留となりました。  
その後、近隣住民や自治会役員に説明して地域との関係構築を図っているが、まだ調整がついていないとのこと。市都市計画課も確認継続中とのこと。  
その他の許可基準の項目については、先月総会にてご審議いただいております。  
説明は以上でございます。
- 会長 それでは審議に入らせていただきます。★★委員いかがですか。
- ★★委員 まだ地域説明の確認がはっきりしていないということですので、今回も保留して、確認がとれてからの判断にしたほうがよいと思います。
- 会長 ★★委員いかがですか。
- ★★委員 ★★委員がおっしゃったとおり、自治会等の確認を早く得て頂きたいと思います。
- 会長 ★★委員いかがですか。
- ★★委員 やはり周辺地域の住民の方の理解を得るべきだと思いますので、保留とすることが必要と思います。
- 会長 ★★委員いかがですか。
- ★★委員 皆さんの意見のとおり、住宅地の中での問題ですから、特に周辺の皆さんの確認はきちんとさせたほうが良いと考えます。
- 会長 18号議案ですが地元からの意見も重要視し、指導要綱に基づく地域説明の確認が取れるまで再度保留ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは18号議案については、保留ということで決定いたします。

次に議案第19号下限面積（別段面積）の設定についてであります。事務局の説明をお願いします。

事務局 内容等について説明する。

会長 説明が終わりました。ご意見ございますか。（異議なしの声）それでは変更無しということで、50アールとすると決定いたします。

次は、議案第20号です。令和3年度茂原市農林行政に関する意見書の提出についてであります。事務局の説明をお願いします。

事務局 内容等について説明する。

会長 説明が終わりました。ご意見ございますか。

★★委員 農業委員会法が改正され、意見書を提出するようになってから、毎年農業費の市単独費の予算措置を要望し続けていますが、市の歳出予算額が増加する中で農業費の予算は残念ながら減少しています。また、認定農業者でなくても地域の農業を担っている方もいることから、そうした個人へ市独自の補助事業を要望しています。

★★委員 県営圃場整備以外の昭和30年代の土地改良事業は、補助金を受けずに全額農家負担で実施したため、用排水路は土水路のままで、非常に耕作しづらくなっています。このままでは耕作放棄地になってしまう。そういったことをいかに解消していくかということ、市が農業委員会と協議し、農地を守るべき地区の用排水路を整備する施策を進めてもらうようお願いしたいと思います。

★★委員 農業という産業の性格上なかなか市町村だけでは対応しきれない事業展開があります。私どもの地域も半分は県整備ですが半分は土水路で、整備がされているように見える所でも実際の農業は大変な状況があります。ですから、市単独事業も大いに要求しながら、もっと国・県の補助事業も大胆に導入するという意識を市長部局に求め、その後押しを農業委員会もやっていくというのが非常に大事だと思います。農地・農業を守るために規制しているわけですから、規制するだけでなく市が農業振興策をあらゆる面から展開するようにさせていくことが、農業委員会の活動としても必要ではないかと思っています。

★★委員 全国的に人・農地プランや農地集積を推進していくという流れがある中で、まずは、市として農業政策の具体的な方針を地区毎に定める必要があると思います。その上で、それに合った補助事業等を地域に提示出来れば、それぞれの地域の農業が前向きな方向に進んでいくと思います。

★★委員 農家の方にとっては事務手続きが苦手なために、認定農業者とはならず個人的に規模拡大している方もいます。そういった方へ市単独費での対応、あるいは認定を取れるように市が応援してやっていただければと思います。

★★委員 せっかく予算計上しても、補助事業を使える人がほんの一部に限定されてしまっています。地域の事情や年齢に応じてもっとハードルを低く設定してはどうか話していただきたいと思っています。国や県にも要望していただければと思います。

会長 貴重な意見をいただきました。これらの意見を踏まえ、また茂原市の農家の現状をあらためてお話ししながら、市長へ意見書を提出してまいりたいと考えております。それでは20号議案についてはこの内容で市長宛に意見書を提出することいたします。

以上で議案関係は終わりました。次に報告に入ります。

事務局

次の事案を報告

- ・ 軽微な農地改良の届出について
- ・ 地目変更登記申請に係る照会について
- ・ 農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の報告について

会長

以上で本日の総会を終了します。御苦労さまでした。